

## 船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月27日 15時45分ごろ
発生場所	長崎県対馬市琴埼東方沖 琴埼灯台から真方位085° 7.7海里付近 (概位 北緯34° 33.8′ 東経129° 37.4′)
事故の概要	漁船第五幸栄丸は、南東進中、また、漁船第三十八若潮丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月29日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五幸栄丸、12トン NS2-15783（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第三十八若潮丸、9.7トン NS2-17006（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷及び亀裂 B 右舷中央部及び操舵室右舷側に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、対馬市琴埼沖の漁場に向けて、自動操舵で南東進中、B船と衝突した。 船長Aは、考え事をしながら船首方の見張りを行っており、前部甲板のいか釣り機によって生じた死角内にいた漂流中のB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首からシーアンカーを投入し、機関を停止して漂流中、A船と衝突した。 船長Bは、夜間から開始する操業に備え、操舵室で横になっていたところ、徐々に大きくなる機関音に気付き、起き上がって周囲を見たところ、右舷方から自船に接近するA船を認め、慌てて後部甲板に出たが、どうすることもできなかった。 船長Bは、これまでの経験から、航行中の他船が、シーアンカーを投入して漂流しているB船を避けてくれるものと思っていた。
分析	A船は、船長Aが、考え事をしている前部甲板のいか釣り機によって生じた死角を補う見張りを行わなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、これまでの経験から航行中の他船が漂泊中のB船を避けるものと思い、操舵室で横になっていて周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>